

議案第 89 号

財産の譲与について（野原集会所）

次のとおり財産を譲与したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 財産の名称 野原集会所
- 2 財産の所在 南あわじ市八木野原 147 番地
- 3 財産の種類及び数量  
建物  
    (1) 本体施設   ア 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
                  イ 床面積 258.6 m<sup>2</sup>
- 4 譲与の相手方  
    所在 南あわじ市八木野原 106 番地 4  
    名称 野原自治会  
        会長 
- 5 譲与の理由  
    野原自治会の地域集会施設として利用するため
- 6 譲与の時期 令和 7 年 4 月 1 日



# 位置図・現況写真（野原集会所）



